

平成22年第1回

甘楽町議会定例会会議録

第 3 号

3月17日（水曜日）

# 平成22年第1回甘楽町議会定例会会議録第3号

平成22年3月17日（水曜日）

## 議事日程 第3号

平成22年3月17日（水曜日）午後1時開議

- 日程第 1 同意第 1号 甘楽町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 同意第 2号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第 9号 甘楽町議会議員の諸給与支給の特例に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第10号 甘楽町長、副町長及び教育長の給与の支給の特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第11号 甘楽町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第12号 甘楽町消費生活センター設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第13号 甘楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第14号 甘楽町敬老祝金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第15号 甘楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第16号 甘楽町勤労者生活資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第17号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第18号 甘楽町国峰簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第19号 甘楽町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第20号 甘楽町道路線の廃止について
- 日程第15 議案第21号 甘楽町道路線の認定について
- 日程第16 議案第22号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第17 議案第23号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について

- 日程第18 議案第24号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第19 議案第25号 平成22年度甘楽町一般会計予算
- 日程第20 議案第26号 平成22年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第27号 平成22年度甘楽町老人保健特別会計予算
- 日程第22 議案第28号 平成22年度甘楽町介護保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第29号 平成22年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第24 議案第30号 平成22年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第31号 平成22年度甘楽町国峰簡易水道事業特別会計予算
- 日程第26 議案第32号 平成22年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第33号 平成22年度甘楽町水道事業会計予算
- 追加日程第1 推薦第1号 甘楽町農業委員会委員の推薦について
- 追加日程第2 推薦第2号 甘楽町農業委員会委員の推薦について
- 追加日程第3 発議第1号 甘楽町議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について
- 日程第29 議員派遣について
- 日程第30 一般質問 第1番 柳澤清次（紅葉山の景観と整備について）
- 第2番 長岡敬一（“ゆっくり甘楽町”には観光農園が必要）
- 第3番 吉田恭一（御殿の復元を望む）
- 第4番 山田邦彦（子宮けいがんワクチンの予防接種補助について）
- 第5番 山田邦彦（アメリカ軍の艦載機飛行と生活環境の確保について）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	長谷川 儀平 君	2番	山口 マサ子 君
3番	長岡 敬一 君	4番	福島 章一 君
5番	高橋 多丸 君	6番	黛 哲夫 君
7番	柳澤 清次 君	8番	中里 芳久 君
9番	吉田 恭一 君	10番	江原 宏 君
11番	吉田 暁宣 君	12番	田中 修三 君
13番	田村 昭 君	14番	山田 邦彦 君

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

町 長	茂原 莊一 君	教 育 長	柴山 豊 君
会計管理者（会計課長）	江原 清 君	総務課長	田村 徳男 君
企画課長	三木 純一 君	健康課長	山田 隆史 君
住民課長	新井 貞行 君	振興課長	富岡 朝男 君
水道課長	田村 一郎 君	教育課長	中野 哲也 君

---

事務局職員出席者

事務局 長 齋藤 誠 書記 三木 さゆみ

○開 議

午後 1 時開議

◇議長（江原 宏君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

順次議事を進めます。



○日程第 1 同意第 1 号 甘楽町教育委員会委員の任命について

◇議長（江原 宏君） 日程第 1、同意第 1 号についてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。



○日程第 2 同意第 2 号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（江原 宏君） 日程第 2、同意第 2 号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

---

◇

○日程第3 議案第9号 甘楽町議会議員の諸給与支給の特例に関する条例の制定について

◇議長（江原 宏君） 日程第3、議案第9号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

◇

○日程第4 議案第10号 甘楽町長、副町長及び教育長の給与の支給の特例に関する条例の制定について

◇議長（江原 宏君） 日程第4、議案第10号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第5 議案第11号 甘楽町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について

◇議長（江原 宏君） 日程第5、議案第11号についてを議題といたします。  
本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第6 議案第12号 甘楽町消費生活センター設置条例の制定について

◇議長（江原 宏君） 日程第6、議案第12号についてを議題といたします。  
本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 7 議案第 13 号 甘楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

◇議長（江原 宏君） 日程第 7、議案第 13 号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 8 議案第 14 号 甘楽町敬老祝金条例の一部を改正する条例について

◇議長（江原 宏君） 日程第 8、議案第 14 号についてを議題といたします。



本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 9 議案第 15 号 甘楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する  
条例について

◇議長（江原 宏君） 日程第 9、議案第 15 号についてを議題といたします。  
本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 10 議案第 16 号 甘楽町勤労者生活資金融資促進条例の一部を改正する条例

## について

◇議長（江原 宏君） 日程第10、議案第16号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



## ○日程第11 議案第17号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

◇議長（江原 宏君） 日程第11、議案第17号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

◇

○日程第 1 2 議案第 1 8 号 甘楽町国峰簡易水道給水条例の一部を改正する条例について

- ◇議長（江原 宏君） 日程第 1 2、議案第 1 8 号についてを議題といたします。  
本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

- ◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

- ◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- ◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

◇

○日程第 1 3 議案第 1 9 号 甘楽町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

- ◇議長（江原 宏君） 日程第 1 3、議案第 1 9 号についてを議題といたします。  
本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

- ◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

- ◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第14 議案第20号 甘楽町道路線の廃止について

◇議長（江原 宏君） 日程第14、議案第20号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第15 議案第21号 甘楽町道路線の認定について

◇議長（江原 宏君） 日程第15、議案第21号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 16 議案第 22号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

◇議長（江原 宏君） 日程第 16、議案第 22号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 17 議案第 23号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について

◇議長（江原 宏君） 日程第 17、議案第 23号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 18 議案第 24号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

◇議長（江原 宏君） 日程第 18、議案第 24号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 19 議案第 25号 平成 22年度甘楽町一般会計予算

◇議長（江原 宏君） 日程第 19、議案第 25号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 20 議案第 26 号 平成 22 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算

◇議長（江原 宏君） 日程第 20、議案第 26 号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 21 議案第 27 号 平成 22 年度甘楽町老人保健特別会計予算

◇議長（江原 宏君） 日程第 21、議案第 27 号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第 2 2 議案第 2 8 号 平成 2 2 年度甘楽町介護保険事業特別会計予算

◇議長（江原 宏君） 日程第 2 2、議案第 2 8 号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第 2 3 議案第 2 9 号 平成 2 2 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算

◇議長（江原 宏君） 日程第 2 3、議案第 2 9 号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。



続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 2 4 議案第 3 0 号 平成 2 2 年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算

◇議長（江原 宏君） 日程第 2 4、議案第 3 0 号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 2 5 議案第 3 1 号 平成 2 2 年度甘楽町国峰簡易水道事業特別会計予算

◇議長（江原 宏君） 日程第 2 5、議案第 3 1 号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 2 6 議案第 3 2 号 平成 2 2 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算

◇議長（江原 宏君） 日程第 2 6、議案第 3 2 号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 2 7 議案第 3 3 号 平成 2 2 年度甘楽町水道事業会計予算

◇議長（江原 宏君） 日程第 2 7、議案第 3 3 号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程の追加について

◇議長（江原 宏君） 日程の追加についてお諮りします。

甘楽町議会会議規則第22条の規定により日程を追加し、追加日程第1、推薦第1号 甘楽町農業委員会委員の推薦について、追加日程第2、推薦第2号 甘楽町農業委員会委員の推薦について、追加日程第3、発議第1号 甘楽町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、以上3件を議題といたしたいと存じますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第1 推薦第1号、追加日程第2 推薦第2号、追加日程第3 発議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

○追加日程第1 推薦第1号 甘楽町農業委員会委員の推薦について

◇議長（江原 宏君） 追加日程第1、推薦第1号 甘楽町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により山口マサ子君の除斥を願います。

〔2番山口マサ子君退席〕

◇議長（江原 宏君） 推薦第1号について、議会事務局長に朗読説明させます。

議会事務局長。

◇議会事務局長（斎藤 誠君） 命によりまして、朗読説明をいたします。

推薦第1号。甘楽町農業委員会委員の推薦について。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員に下記の者を推薦する。平成22年3月17日。甘楽町議会議長江原宏。記。住所、甘楽町大字福島1104番地。氏名、山口マサ子。生年月日、昭和14年2月5日。提案理由。甘楽町農業委員会委員山口マサ子氏が、平成22年3月14日をもって任期満了となったため。

以上でございます。

◇議長（江原 宏君） 議会事務局長の朗読説明が終わりました。

お諮りいたします。

ここで質疑、討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 異議なしと認めます。

続いて採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、山口マサ子君を甘楽町農業委員会委員に推薦したいと存じますが、これにご異議なければ挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、山口マサ子君を甘楽町農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。山口マサ子君、自席にお戻りください。

〔2番山口マサ子君着席〕

◇議長（江原 宏君） 山口マサ子君に対し、推薦第1号は可決されましたので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました山口マサ子君、登壇してあいさつをお願いいたします。

◇2番（山口マサ子君） 引き続き、農業委員にお世話になりますが、農業を取り巻く国の状況は厳しいものがございますが、心して微力ではございますが、一生懸命取り組み、少しでも甘楽町の発展に寄与したいと思っておりますので、皆さま方のご協力をお願いいたします。



## ○追加日程第2 推薦第2号 甘楽町農業委員会委員の推薦について

◇議長（江原 宏君） 追加日程第2、推薦第2号 甘楽町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

推薦第2号について、議会事務局長に朗読説明をいたさせます。

議会事務局長。

◇議会事務局長（斎藤 誠君） 命によりまして、朗読説明をいたします。

推薦第2号。甘楽町農業委員会委員の推薦について。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員に下記の者を推薦する。平成22年3月17

日。甘楽町議会議長江原宏。記。住所、甘楽町大字天引532番地1。氏名、森平さい子。生年月日、昭和26年8月9日。提案理由。甘楽町農業委員会委員清水厚子氏が、平成22年3月14日をもって任期満了となったためでございます。

以上でございます。

◇議長（江原 宏君） 議会事務局長の朗読説明が終わりました。

お諮りいたします。

ここで質疑、討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 異議なしと認めます。

続いて採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、森平さい子君を甘楽町農業委員会委員に推薦したいと存じますが、これにご異議なければ挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手全員。よって、森平さい子君を甘楽町農業委員会委員に推薦することに決定しました。



○追加日程第3 発議第1号 甘楽町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

◇議長（江原 宏君） 追加日程第3、発議第1号 甘楽町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長吉田恭一君、登壇して説明願います。

◇議会運営委員長（吉田恭一君） 発議第1号。平成22年3月17日。甘楽町議会議長江原宏様。提出者、議会議員吉田恭一。賛成者、同、長岡敬一。同、黛哲夫。同、吉田暁宣。同、長谷川儀平。同、高橋多丸。甘楽町議会議員定数条例の一部を改正する条例について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。提案理由。行政改革及び財政の健全化に資するため。

甘楽町議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）。甘楽町議会議員定数条例（平成14年甘楽町条例第21号）の一部を次のように改正する。本則中「14人」を「12人」に改める。附則。この条例は公布の日から施行し、施行の日以後初めてその期日を告

示される一般選挙から適用する。

以上です。

◇議長（江原 宏君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。自席に戻ってください。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 討論がなければ討論を終結いたします。  
続いて、発議第1号についての採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（江原 宏君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



## ○日程第28 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について

◇議長（江原 宏君） 日程第28、閉会中の所管事務継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました継続審査・調査の申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出の、閉会中の継続審査・調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定いたしました。



## ○日程第29 議員派遣について

◇議長（江原 宏君） 日程第29、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定によってお手元に配付しました議員派遣の件につい

て、お諮りいたします。

配付書記載のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、配付書記載のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

ここで暫時休憩を10分とりたいと思います。1時40分とします。



午後1時29分休憩

午後1時39分再開



### ○日程第30 一般質問

◇議長（江原 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開催いたします。

日程第30、一般質問を行います。

質問通告の順番に発言を許します。

最初に、7番柳澤清次君。

◇7番（柳澤清次君） 私は、紅葉山の景観と整備についてを質問いたします。

紅葉山は、大正8年、梨本宮さまのご滞臨を記念して町の公園としたものです。その前は、国峰城の見張り台があり、のろしを上げていたようです。西の方には、国峰城の外堀があり、現在では古代蓮の名所となっております。最近では、竹がはびこり、県の補助事業の一環として、町の景観をよくするために竹林の整備を雇用対策として始めました。その後のことですが、せっかく竹を切り、整備をしたのですから、何とかしなければもったいないと思います。

国指定文化財大名庭園楽山園は、広い昆明池を掘り、いろは48石を配し、築山に東屋を建て、紅葉山、連石山、熊倉山の借景を巧みに利用して庭園美を盛り上げるつくりになっております。地域住民の中には、町では桜を植えればいいのか、もみじがいいとか、ミカンがいいとか、いろいろな意見があります。地主に任せておけば、あっという間に竹やぶになり、元に戻ってしまうと思いますので、町としてどのようなお考えがあるかお聞かせください。

以上です。

◇議長（江原 宏君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、柳澤清次議員の紅葉山の景観と整備についてのご質問にまずお答えをいたします。

議員各位のご協力によりまして、名勝楽山園の完成もいよいよ近づいてまいりました。議員の言われるように、紅葉山や連石山は楽山園の借景として大切な景観を形成しておりますが、最近竹がはびこり借景を損なうようになってきました。

昨年、県にお願いをして県の事業として緊急雇用創設事業で、竹林の伐採を21年度、22年度で実施していただくことになりました。地権者のご協力により、紅葉山の竹林が伐採され、周辺の景観が非常によくなりつつあり、今後の活用が期待をされているところでもあります。

この紅葉山は、借景としての大切な景観でありますので、議員も地権者、地元の関係者と相談をされているようですが、まず地権者が自らの努力をしていただき、山林等の活用を図っていただきたいと思います。それでもよい活用法がなければ、地域の住民の皆さんの協同による地域力で活用方法を考えて、地域に合った活用を推進し、これからの地域づくりを進めてほしいと考えます。

また、この4月1日から緑化推進苗木配布事業がスタートいたしますので、この事業を活用して植える木等については検討いたしますので、ぜひ紅葉山の環境整備を図っていただければと考えております。

今後、議員のいろいろな角度からのご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

◇議長（江原 宏君） 柳澤君。

◇7番（柳澤清次君） 地権者個人に任せておいては、ばらばらになってしまうと思われます。今現在、竹を切ったところの地権者は12人います。町では、地権者より土地を借りてもらい、例えばエリアを決め、上からもみじ、桜を植えて、下の方にはミカンを植え、ミカン狩りなどはいかがでしょうか。

大名庭園楽山園も、平成23年度には完成されます。きっと、大勢の観光客が来てくれると期待しています。ふるさと館に泊まっていたいただいたお客さまに、散歩がてらに紅葉山に登っていただき、山の上から眺める眺めはすばらしいものがあります。私でさえ、2時間くらい眺めていても飽きません。こうすることによって、観光客も二度、三度と足を運んでくれると思います。大勢の観光客が来ていただければ、物産センターの物が売れ、ふるさと館の泊まり客もふえると思います。さらに、商店街も活性化され、働く場所もふえ



てくると思います。いかがでしょうか。

◇議長（江原 宏君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） いろんな角度からのご示唆をいただきました。大変ありがたく思っております。確かに、あそこは紅葉山として、楽山園の借景として、ふるさと館の後ろの山として、いろんな角度から利用されるべきだと強く思っているところであります。

しかし、町がすべての土地を借り上げてというのは、なかなか難しさもあると思いますので、今後においては、そのミカン狩りというようなご意見もいただきました。その辺の部分为先ほど申し上げました、緑化推進の苗木配布事業を使いながら、ぜひ地元の方のご協力をいただいて進めていければと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（江原 宏君） 柳澤君。

◇7番（柳澤清次君） これを地元の地権者、地元の皆さんと相談して、また町の方へ伺いたいと思いますが、そのときはどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

◇町長（茂原莊一君） わかりました。

◇議長（江原 宏君） 柳澤清次君の質問が終了いたしました。



◇議長（江原 宏君） 次に、3番長岡敬一君。

◇3番（長岡敬一君） 私は、今、甘楽町がいろんな角度から取り組んでおります観光開発、これについて1つ足りない点は、ゆっくり甘楽町を、せつかく甘楽町に来たんだから甘楽町でまずはゆっくりしていってもらおうと。そのためには、訪れる人に観光農園、そういうものの設立を行って、一日かけて楽山園やそれから武家屋敷等を散策していってほしいと、こんな観点から質問をさせていただきたいと思います。

現在、町は来年度楽山園の完成が控えております。さらに、現在は歴史的風致地区の確立に向けて努力をし、さらには今度3月末の27日ですか。そういう歴史的景観を生かした講演会が行われるということが、きょう話がされたわけですが、そんな中でもう一つの町おこし事業として、やっぱり今見てみますと、楽山園、城下町、散策をしたのでは時間的に2、3時間あれば済んでしまっていて、見て終わってしまう。すぐ移動をして、次の地区へ移動してしまうと。こういうのが実態ではないかと思えます。せつかく甘楽町へ訪れてくれるわけですから、最大限のおもてなしができるような工夫を考えていただきたいということで、もう一つの町おこしという形で提案をさせていただきます。

そんな中のキーワードとしては、通年利用できる果菜ですね。果樹から野菜、そういうものを販売をできるようにしたらよろしいんじゃないかと。リンゴは佐久間地区とリンゴ園の観光農園が開設されますけれども、冬から春にかけては苺狩り、そういうもので呼び込み、夏から秋にかけてはブドウ園、それからその間さまざまな果物を配置して、いつでも観光客に観光農園としてもぎ取りができるようなそういう施設がつくれたら、お客さんも喜んで甘楽町に長くいていただけるんじゃないかと、このように考えています。

それと、これをつくる場所ですけれども、かねがね私は白倉引田地区と上野小船地区にまたがるあの丘陵地が何とも絶景的には西上州を一望できる、本当に見晴らしのいいところで、遠くから訪れて来る人たちには、西上州が一番よく見渡せるところではないのかと。そこに、小動物の牧場なり、ミニ牧場をつくったり、苺ハウス、ブドウ園、それから中央には駐車場と物産センター、そしてまた付近の農家の皆さん方、そういうものが出店して多くの観光客にそういうものを提供できると。要するに、四季を通じたそういうスポットをつくっていただけないかと。

やはり、個人で今、そういうものをつくるということはなかなか大変で、現在その地区を見ますと、ほとんどが遊休農地で、いろんな雑草やら木が生い茂ったのが実情でございます。宝の持ちぐされとなっております。そこを地主とともに開発し、町が主導をして、そういう地権者を中心に農業再生を図っていただき、さらには農業を希望する方たちがその土地を借りて果樹栽培、農業経営とそういうものやっつけていけば、その開発にもなるんじゃないかと、そんなことを前提にして、以下8項目を箇条書きに設けましたけれども、申し上げさせていただきたいと思います。

その丘を、皆さんご存じだと思うんですけれども、ふれあいの丘文化会館の高速道路を越えた南側でございます。その景観は、非常に眺望が町一番の観光スポットではないかというところで、夕日は特にいいですよ。だから、名前は夕日の丘でも、それからふるさとの丘でも、そんなような形でひとつ開発をしていただけないかと。そして、その周辺の農地を借用するなり、あるいはその所有者にもう一回、農業に戻ってもらって苺栽培や果樹栽培を指導し、生産を促していただけないかと。冬から春、四季を通して苺、ブドウの提供ができるような販売をしていただくと。あわせて、地元農家のほかの野菜の生産直売所を設けていただくと。同時に、先ほど申し上げましたように、一角は牧場的な羊やウサギやそういうものを放牧をして、訪れる人たちに心安らんでいただくと。そのような形で最初は町主導で発足をし、そしてそれぞれの生産者にバトンタッチをしていって、農業

の再生を図っていくと、このような考えを描いたわけでございますけれども、町の観光開発と一緒にあわせてこのような内容をぜひ考えていただき、甘楽町の再生というか、発展にぜひつなげていただきたいということを申し上げ、町の考え方を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議長（江原 宏君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 続いて、長岡敬一議員の、ゆっくり甘楽町には観光農園が必要だと、このご質問にお答えをいたします。

議員各位のご協力によりまして、歴史的風致維持向上計画の認定や、伝統的建造物群保存地区への取り組みを通じまして、住民の皆さまのご理解を得ながら歴史的価値の高い建造物の保存や活用方法を考えながら、文化財を生かした観光の基礎が少しずつありますが、できつつあります。

議員のご指摘のとおり、観光に訪れた方をできるだけおもてなしをし、ゆっくり楽しんでいただくことが、次につながる良い印象を与え、さらにリピーターの確保につながると認識をしております。

甘楽町の果樹栽培農家は、現在153戸、統計上ですが153戸、面積は約35ヘクタールとなっておりますが、直接販売しておるのは、ブドウ、リンゴ、スモモ、ミカン等でありまして、ほとんどは市場出荷やJAの直販所やインショップへのお荷となっております。

ご質問のふれあいの丘の南面は、展望がよく、甘楽町一番の眺望の場所であると認識をし、同時にこの場所に見合った開発ができないか常々考えているところであります。

しかしながら、この地域の開発にはいくつかのクリアしなければならない課題があります。

まず第1点は、この地域がすべて農業振興地域の農用地区でありまして、南北に走る町道はその真ん中を走っているわけでありまして。

2点目は、水道、そして下水道等のインフラ整備に経費がかかることであります。

3点目は、農地法では町は農地を保有できませんので、議員の言われる第三セクターを設立しなければ経営できないこととなります。ただし、過去に自治体が参加した第三セクターは成功例が少なく、現在は自治体の負担が財政を圧迫しているような例が第三セクターには多いようであります。

前に申し上げましたとおり、この場所は非常に良い場所でありまして、議員の言われ

るような観光農園が地主や民間の方により開発できることが、まずは望ましいと考えておりますし、町としてもできる限りの応援をしてまいりたいと考えております。今後、この場所が町にとって何がよいか、引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

これからの農業振興は、いわゆる生産をする農家が売る農産物にまず自分で値段をつけて売る農業が必要だと考えておりますので、町内全域に消費者に直接販売できるような観光農園や農産物の直売所が開設できるよう応援をこれからも続けてまいりたいと考えておりますので、議員にはご協力をいただけますようお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◇議長（江原 宏君） 長岡議員。

◇3番（長岡敬一君） ちょっとこれ、みんなで町民みんなでひとつあそこの再開発について考えていきましょう、これ。やっぱり、地域なりそういう実情、実情といいますか。町の将来的にはそういうものが必要だと。それでまた、私はどうしても甘楽町、せっかく楽山園やそういうところへ観光名所に訪れてくれるんだから、やっぱりそういうところがあって、富岡市なんかでもこういう観光農園というのはないわけだから、富岡製糸へ訪れた人たちが甘楽町に寄って、そこで観光施設を回って買い物をしていくというストーリーを描ければ、かなり魅力的な産業というんですか。そういうものがないかと思うんですね。よって、やっぱりプロジェクトを立ち上げていただいて、みんなで知恵を出してやっていけば、多分何かいい知恵も浮かぶんじゃないかと思うので、ぜひ前向きな姿勢でまずは地元呼びかけて、そういうことを協力できないかどうかということから入っていただきたいと思うんですけれども。私は、やっぱりこれがなければせっかくの楽山園とかそういうところ、町の観光名所は半分に魅力が減っちゃうと思なので、ぜひ前向きに早期に検討に入っていただきたいと、このようにお願いをしたいと思います。

◇議長（江原 宏君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 確かに、今、長岡議員の言われますように、あの地域は先ほど申し上げましたけれども、非常に眺望のいい地域で、甘楽町でも一番の地域かなと思っております。特に、前から地元の人たちからも、何とか開発はできないかと、もう確かに荒れてきて山林化してきた部分がある。植えたクヌギも非常にでかくなってしまったと。開発の力を町で何か考えてほしいということは、前々から町にも依頼があったわけでありまして、今、長岡議員が申されますように、もう一度みんなで農地の再活用といいますか。再開発について検討していきたいと考えておりますので、よろしくご指導を

いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇3番（長岡敬一君） わかりました。

◇議長（江原 宏君） 長岡敬一君の質問が終了いたしました。



◇議長（江原 宏君） 次に、9番吉田恭一君。

◇9番（吉田恭一君） ただいま2人の議員の仲間の議員から質問がございましたが、楽山園にも触れていただきましたが、私も楽山園について、楽山園のことで質問をさせていただきますと思います。

小幡藩邸の一部として楽山園の調査復元も間近となりました。借景を含めれば、日本一の規模と思われます。町民の誇りでもあり、観光の拠点としての役割が大いに期待されるところであります。

そもそも、庭園は藩邸の一部としてつくられたものであります。藩邸の中にあってからこそ存在価値があるのでしょうか。楽山園と藩邸の一部が復元できた後も、完全な藩邸復元を目指したいものであります。御殿の復元なくして、事業の完成はあり得ません。

御殿の復元には、さまざまなハードルがあると聞いています。3つの条件、平面図・立面図・写真がそろわなければ御殿の復元は不可能と説明を受けてきました。今でもその条件は変わらないのでしょうか。

昨年、議員旅行で三内丸山遺跡を見学しました。3つの条件はそろっていないと推測されますが、大型掘立柱が復元されていきました。離れた場所ならば自由に復元ができるのでしょうか。今、テレビで盛んに報道されております有名な大極殿も同様な状況と推察をされます。

この際、久恋の夢としていつまでも温めているのではなく、多くの町民の願いである御殿の復元に向けて積極的に行動を始めてはいかがでしょうか。町長に伺います。

以上です。

◇議長（江原 宏君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、吉田恭一議員ご質問の御殿の復元を望むについて、お答えをいたします。

名勝楽山園の復元整備につきましては、10年計画という非常に長い計画を立て、多くの皆さんのお力をいただいて整備を進めてきたところであり、平成23年度の完成を目指し、いよいよ終わりに近づいてきた感があるわけでございます。

議員が言われますように、織田氏により築造された楽山園は、県内唯一の大名庭園であり、御殿が復元できれば、見ごたえがあり、庭園の存在価値がさらに高まり、「さすが名勝楽山園」と言われる立派な復元ができると考えるのは私も同じでございます。

現在の整備計画では、御殿を含む藩邸部分の復元構築物については、発掘調査等により遺構が確認された土塁、空堀、外周石垣のほか、建物では、藩の使用人が詰めた拾九間長屋をはじめ、中門、北裏門、庭門、井戸となっております。

これらは、御殿に付随する構築物のため、文化庁の許可を得てつくり出すことができたわけで、御殿は明和絵図等に基づく建物の間取りや外郭を平面的に表示する方法となっております。

御殿は、藩邸を構成する主要な建物でございます。議員がおっしゃるように、今、文化庁の見解として、復元には平面図、立面図、写真の3つの証拠が必要であるという原則は変わっていないようであります。このため、全国的にも文化財としてのお城や御殿が復元されている例は、極めて少ないと聞いております。かなり詳細な裏づけがないと文化庁が認めてくれないのでしょうか。歴史的な真実性が裏づけられなければ、文化財指定地という規制された土地に復元するのは難しいのが現状であります。かといって、復元条件が厳しいからと安易に藩邸の主要建物である御殿を本来の場所と違う所へ復元するということは、名勝楽山園の文化財的価値や評価を失うこととなりますので、このような手法は考えておりません。

多くの人の注目を集めている名勝楽山園等の整備は、御殿など主要建物の復元を残し、2年後に終わるわけではありますが、多くの皆さんに文化財を知っていただく、文化財を守っていく、そして育てる、そして皆さんで活用していく。御殿の復元は、また一つの大きな課題であり、夢だと思っているところでございます。

御殿を復元する場合は、楽山園の造営にかかわったとされる織田信雄公から続いた織田藩政時代の御殿であるべきと考えております。その当時は写真の技術もなかったわけです。3つの条件がそろわないからとあきらめるのではなく、議員の言われるように、多くの町民の願いとして受けとめ、御殿復元の可能性を探るための調査、研究並びに資料収集に着手をしたいと考えております。

御殿復元に向けた取り組みは、長い道のりになるだろうと推測をされますので、まず第一段階として、現存する平面図や絵図等をもとに、専門家のご意見等を伺ったうえで、復元模型の作成やコンピューターグラフィックスを活用し、往時の藩邸の姿を目に見える形

でお示しできれば、御殿復元に向けた動きをさらに具体化できると考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いする次第であります。

◇議長（江原 宏君） 吉田議員。

◇9番（吉田恭一君） 町長がお答えをいただいたように、私もこの3つの条件については少し今、町長もそういう見解のようですが、異論はございまして、いつ建てたのか。建てたときから引き渡し、最後の明治維新までとなりますと、250年からの時が経過しておるわけです。当初、建ったときから250年といいますと、かなり直したなり直すなり何か変化は当然これはあるわけでありまして、そういった意味で町長がおっしゃるように、当然復元は織田信雄が建てたときのものを復元するということであって、当然写真の技術というのは1848年に日本に現代の写真の技術は到来をして、明治維新の12年前だそうなんだけれど、そういうことを考えますと、建てた当時に写真があったかどうか。これは松平藩邸を復元するのは写真がこれ必要かもしれないけれど、写真の条件というのは、これは説明すれば当然これはカットしていいんじゃないかなという気がするわけです。

それで、引渡絵図の中にも平面図はありますし、立面図らしきものが「町史」の291ページにも、「町史」にそれをスケッチらしきものが載って、多分町長もよくそのことは承知の上でいると思うんですが、確かにあの時代にしっかりした立面図を書けと言われても、そういう多分なかなかわざはなかったのではないかなと思うので、あの図に書かれたものをそれに沿ったものを立面図の証拠として採用していただくように文化庁へ申請をお願いをして、あくまで理解していただくようお願いするしかないんだと思うんですが、そういう方向で今後その2点で押していったらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（江原 宏君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 先ほどお答えしたとおりでありまして、確かに今、吉田議員が言われるように、織田信雄公の時代の写真というのはもうほとんど無理かなと思っていますから、その辺のところは文化庁にも話はしてあるんだと思いますけれども、なかなか史実に基づいた建物をという文化庁の強い意向が今のところあるわけでありまして、それに懲りずにこれから少しでもそれらに向けて、先ほど申しあげましたようにコンピューターグラフィックでつくるとか、ある程度模型をつかってそれを町民の皆さんに見てもらって、町民の皆さんの理解も深めることも必要ですし、今度お金もまたかかるわけでありま

すから、その辺のところについては先ほど申し上げましたように、そういう地道な努力を重ねながら進めていきたいと考えておりますので、今後におきましてもご協力をいただければありがたいと思っています。

◇9番（吉田恭一君） わかりました。それでは、大々的に町民の悲願として、ひとつ地域を盛り上げて行政がトップになってひとつ署名運動なり大々的に盛り上げて、ぜひ隣の世界遺産とも連動するような両方で基地になるようないい取り組みにしていっていただければと思った次第でございます。今後も、ぜひ頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いしまして、質問を終わります。

以上です。

◇町長（茂原莊一君） ありがとうございます。

◇議長（江原 宏君） 吉田恭一君の質問が終了しました。



◇議長（江原 宏君） 次に、14番山田邦彦君。

◇14番（山田邦彦君） 私は、子宮けいがんのワクチンの予防接種の補助についてと、アメリカ軍の艦載機飛行と生活環境の確保について2つ質問させていただきます。

まず、子宮けいがんについてですが、この間各会議で国保会計の状況が報告されていますが、来年度も引き続き一般会計からの繰り入れを多額にわたり行ったり、保険税のアップをしないと間に合わないような実態です。引き続いて、早期発見、早期治療のための各種の検診や検査、そして予防接種の拡大など、予防対策が必要だと思います。

去年の9月議会で提案をさせていただいた肺炎球菌の予防接種の補助については、早速来年度予算で対応していただけるということです。しかも、甘楽、富岡の全体でも行うこととなったことは、大変素晴らしいことだと思います。そのほかの各種予防接種も、個人負担を少なくしたりなくしたりして、発症、そして重病化をしないような対策を講じる必要があると思います。

ある医療関係のホームページには、子宮けいがんは日本女性のがんとしては、乳がんに次いで発症率の高いがんです。日本では、年間約1万5,000人が発症、約3,500人の女性が亡くなっています。これは、毎日約10人の日本女性が亡くなっていることを意味します。インフルエンザウイルスで亡くなる人よりもずっと多い数字です。特に注目したいのは、子宮けいがんが日本の若い女性、20代や30代の女性に急増していること、これから妊娠、出産を考える世代の女性たちが子宮けいがんて子宮や卵巣、命を失う



ことは非常に大きな問題だと思えます。しかも、子宮けいがんは予防できるがんなのです。ワクチン接種を行えば予防できるがんなのに、その病気で命を落とし、子宮を失う女性がいることはやり切れない思いです。政府が少子化対策を考えるなら、まずHPVワクチンからと考えるのは私だけでしょうか、と紹介されています。

そこで、伺います。

まず、子宮けいがんそのものと検診やワクチンなど、対象者への丁寧な説明が必要だと思えますが、いかがでしょうか。

検診を定期的を受診することで、ほぼ確実に予防可能であると言われていいますので、定期健診の実施をしてはいかがでしょうか。

3番目に、一番いいのは国の制度とすることなので、国あるいは県にも要望を行う。

国や県が行うまでの間は、町独自でも子宮けいがんのワクチン接種への補助を行う。

こういったことを行うことが大事ではないかと思いますが、どう考えるでしょうか。

また、昨年9月に伺いましたが、ヒブ予防接種への補助実施の検討はその後していただけたでしょうか。伺います。

次に、アメリカ軍の艦載機飛行と生活環境の確保について伺います。

この甘楽町に住む利点はたくさんありますが、静かな環境、これも大きな魅力の一つです。しかし、この数十年間ほとんど毎日午前中に、またこの数年間頻繁に午後7時ごろから、日によっては9時過ぎまで、甘楽町の上空でジェット機が轟音を出して飛行しています。決して静かな環境が守られているとは言えません。まだ、我慢のできる範囲ではあると思いますが、今後どんどんひどくなるようなことになると大変です。住民の間でも、もし墜落事故などに巻き込まれたときは、どこにだれがどんな補償をしてくれるのか、こういった不安の声を漏らす人が出ています。

つい最近、夜中12時過ぎに轟音がするので赤ちゃんが起きる、または眠れないなどの苦情が県庁などに多数届いたとの報道もあります。群馬の上空には、ふだんの夜間、旅客機や自衛隊機の飛行はないと聞いていますので、夜間のジェット機の音はアメリカ軍の艦載機が飛来していると考えられます。

今、沖縄の基地移転問題が全国で話題となっていますが、沖縄の本土化あるいは本土の沖縄化かとも表現する人もいます。私は、沖縄の本土化をすべきであり、本土の沖縄化は絶対にしてはいけないと思います。今のうちにいろいろな対策を考えておく必要があると思います。町の考えを伺います。

まず、町としてきちんと実態を確認しているかどうか。していればその報告を行っていただきたいと思います。飛行ルートや時刻、機数や回数、通過する所要時間、また音の大きさのレベルなど、いろいろなものがあると思います。

次に、墜落や破片の落下、騒音や振動、そのほかの被害があったときの住民や町への対応、そして補償はどのようになるか。

3つ目といたしまして、住民の皆さんが静かに安全に暮らせるように、甘楽町の上空を飛行しないように国やアメリカ軍などへ申し入れを行う。

4番目に、国際法で保護されている無防備地域宣言を行うことも検討する時期と思いますが、どう考えているでしょうか。

また、そのほか対策を考えていることなどありましたら、教えていただきたいと思います。

◇議長（江原 宏君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山田邦彦議員のまず最初に子宮けいがんワクチンの予防接種補助についてのご質問にお答えをいたします。

子宮けいがんワクチンは、平成21年10月に国内承認をされたばかりの新しいワクチンです。現在は、法律に基づかない任意の予防接種に当たり、あくまでも自らの意思と責任で希望する場合にのみ接種するものに位置づけられております。

最近、ニュースや情報番組、雑誌などで、このワクチンが多く取り上げられるなど、注目を浴びてきております。

このワクチンは、子宮けいがんの原因であるHPVウイルス（ヒトパピローマウイルス）の免疫をつけ、ウイルス感染を防ぐことにより子宮けいがんを予防するものです。子宮けいがん全体の60～70%の原因ウイルスに対して感染予防効果があるとされております。ワクチン接種が広く実施をされた場合、将来、子宮けいがんの発生を約70%減少させ、女性と家庭の幸せと医療費の抑制につながると期待をされております。

次にワクチン接種の年齢ですが、日本産婦人科学会や日本小児科学会ではウイルス感染前の11歳～14歳を推奨しております。これは、小学校高学年から中学生であります。接種の回数は6ヶ月に3回ほど必要で、費用は3回で4～6万円かかるため、ご指摘のとおり公費助成を求める声も大きくなっております。

仮に全額助成する場合、1人5万円として、1学年の女子が平均60人とすると、総額で300万円かかる計算になります。予防できるがん対策として有効なワクチンでありま

すので、町としても注目をしておりますが、このワクチンで全ての子宮がんは予防できません。やはり、がん検診とあわせた対策が最も有効な予防手段であります。したがって、ワクチン接種の公費助成をする場合は、その子供たちが成人してからも自らの意思で積極的に子宮けいがん検診を受けるという理解がなければ有効な予防手段にはなりません。

しかしながら、子宮けいがんの罹患が増加する小・中学生の親世代など、町の子宮けいがん検診受診率は残念ながら20%で、成人女性に予防の大切さが浸透しているとはまだ言えません。町では昨年からは、女性特有のがん検診、前立腺がん検診を新たに導入し、がん検診全体の受診率向上に努めているところです。引き続き、がん検診の啓発活動にも取り組む予定ですので、親の世代にも、がんの知識や検診の大切さを理解していただきたいと考えております。

予防接種は保護者の理解と同意がなければ実施をできません。保護者と子供たちが一緒に性教育やがん予防について考え、検診とワクチン接種をセットにした予防法を理解していただくとともに、予防接種をめぐる国の議論の動向などを注視して、子供たちへのワクチン接種費助成について判断をしたいと考えております。

次のご質問のヒブワクチンも、検討の中で同様に考えております。

議員におかれましても、今できる最大の予防対策として、地域の皆さんががん検診の受診勧奨をしていただきますようお願いを申し上げ、第1問の答弁とさせていただきます。

続きまして、アメリカ軍の艦載機飛行と生活環境の確保についてのご質問にお答えをいたします。

群馬県上空を飛行する米軍機とみられるジェット機の騒音については、県や前橋市、高崎市に多くの苦情が寄せられており、県では高校や大学入試への影響が懸念されるため、入試日の飛行自粛を米軍に申し入れ、「配慮する」との回答を得たなどの報道もありました。

甘楽町においては、今のところ具体的な苦情等は現在寄せられておりません。

①の町として、飛行ルートや時刻、回数等実態を把握しているかのご質問ですが、町では把握はしておりません。県でも実態把握はできていないとのことでありまして、北関東防衛局前橋防衛事務所においても、飛行の事前通告はなく、事後確認するしかないとのことですので、町が米軍機の飛行実態を把握することは極めて難しいことだと思います。

②のジェット機からの落下物や墜落等の被害があった場合の補償については、米軍機が原因であれば米軍が補償することになります。群馬県ではありませんが、米軍機の低空飛

行が原因でガラスが破損し、米軍が全額補償した例もあるとのことでもあります。

③の甘楽町の上空を飛行しないように国やアメリカ軍に申し入れを行うかのご質問でございますが、騒音等の被害が日常的になって住民からの苦情や要望が多くなれば、県等を通じて申し入れを行わなければなりません。甘楽町の上空を通らなければよいと、そういう問題でもないと考えておりますので、現段階で町独自でそのような申し入れを行う考えはございません。

④の無防備地域宣言についてですが、無防備地域宣言とは、戦争当事者が無防備であることを宣言し、戦争の相手国の占領を無抵抗で受け入れることと認識をしておりますので、今宣言を検討する時期でも必要も無いと考えておりますので、検討する考えはございません。

町民の安全の確保や静かな環境の確保は、行政にとって大変重要な課題であります。しかし、ご質問のような広域的な問題については、1つの小さな町では解決できない問題でありますので、必要に応じて県や国に強く働きかけ、住みよい環境づくりに心がけたいと思います。

幅広い人脈と組織をお持ちの山田議員にはぜひリーダーとしてご支援、ご指導をお願い申し上げます。

◇議長（江原 宏君） 山田議員。

◇14番（山田邦彦君） それでは、子宮けいがんについての2回目の質問をさせていただきます。

基本的な立場は同じ立場で研究あるいは調査を開始していると承りましたので、了解します。

その中で、毎年例えば60人の300万円というお話が出ました。今、国保会計の説明を伺うと、いわゆる高額医療費の対象になっている人、その中で多く費用がかかっている人という話を聞く場合に、1カ月ですが、600万ですとか、それ以上の1人当たりの医療費がかさんでいる方もいらっしゃるかと聞いています。そういうふうなちょっと言葉は悪いんですが、費用対効果という言葉を使わせていただければ非常に効果が期待されるいいやり方ではないかと思えます。もし、国ですとか県も同じような形で考えていただければ、この費用負担は半分ですとか3分の1になる可能性があるわけです。ぜひ、同時進行で国とか県に対して措置を行ってもらおうような行動をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

ヒブワクチンについても同様だということなので、ぜひ同時にやっていただきたいと思っています。

それで、特に①が大事な部分だと思うんですね。先ほど親世代が余り関心を示していないという話がありました。それもやはり、この子宮けいがんのことだけを考えれば、日本自身が去年の11月でしたっけ。国として認めたのが随分遅いものですから、そのこと自体がやっぱりまだ伝わっていないということだと思うんですね。

ある新聞によりますと、先進国の30カ国では公費の接種の実施をしている。あるいは、それ以外含めて108の国でワクチン接種を実行しているとか、そういうふうな紹介もあります。ぜひ、そういうことも含めて、国や県に要望していただき、町でもやはり説明と補助、実施といいますか。考え始めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（江原 宏君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 再度ご質問いただきましたけれども、基本的な考えは先ほど第1回目で申し上げたとおりでありまして、国が接種の効果、費用、そういうものを認めていただき、国で認めていただくことが必要だろうとまずは思っております。公費の助成等も含めて国にお願いをする、県にお願いをする、そのことにつきましてはこれからも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

そして、それらを踏まえながら町としてもこのワクチンの有効性についてはもう既に紹介されているとおりでありますので、積極的に検討はしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（江原 宏君） 山田議員。

◇14番（山田邦彦君） 1問目は了解いたしました。

それでは、アメリカ軍の艦載機の飛行について2回目の質問をさせていただきます。

まず、基本としてなんですけれども、アメリカ軍の訓練ということでこの甘楽、富岡の上空ですとか、日本じゅうの都道府県にわたって上空を訓練として行っている。訓練の内容というのは、いわゆる秘密なので事前には知らせない。それは担当者によりますと、安保条約があるのでできることになっているので、わざわざ事前には言わないという話をそれぞれの県ですとか国の担当者からは漏れ聞いています。

例えば、その中で現状としましては、去年の1年間で苦情の件数しか今のところまとめたものがないんですけれども、1年間で全国で56件、防衛庁ですとか都道府県庁ですと

か、そういうところに寄せられた、その中で群馬県が20件。おとしが180件のうち137件。2年前の、今からいうと3年前の2007年度が282件のうちの259件が群馬県からの苦情が届いているということです。

先ほど、県が中止の要請で防衛省にも話に行ったというのが上毛新聞をはじめ、各3大紙にも紹介されています。やはり、そのときにも実情を知らせてもらいたいという話をセットでしているんですが、訓練なので話は聞きますが教えられませんという話でした。ただ、やはり主権が日本の国民にあるわけで、日本の国の上空を幾ら安保条約があるからといって自由にいわゆる勝手に飛び回るといえるのは、そこまでは許していないと思うんですよ。

その中で、上空ですからなかなか難しい部分はあると思うんですけども、やはり町長としては住民の安全ですとか、財産ですとか生活環境を守るという責務があると思うんですよ。1つの小さな町がという話がありましたが、それぞれの町が話をしていけないと、やはり大きな話にはならない。よく町長がいろいろなまちおこし、町づくりは積み重ねが大事だという話をされますが、まさにこれも何かあってからではやはり遅いわけで、今のうちでしたらまだ大きな被害が出ていないもので、そういう形での話をつなげていただければと思います。どうお考えでしょうか。

それと、④番目は、今のところ考えがないということ、あるいはこの無防備地域宣言、このそのものがまだいろんな人に理解されていない部分があると思いますので、ぜひジュネーブ議定書でしたっけ。第二議定書にも書いてあることなので、今後また研究調査をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（江原 宏君） 町長。

◇町長（茂原 莊一君） 山田議員おっしゃられますように、山田議員も漏れ聞いておるとい話でありました。それはなかなか教えられないということも漏れ聞いておると。そういう中にご質問をいただいたわけでありますので、私どもはなおわからなかったということは、把握はできなかったということはそのようなことだと思っております。

そして、最後に申されましたように、町民のいわゆる生活環境を守る、安全を守る、その部分については町の行政の大きな責務だと思っておりますし、町がこれからその部分については大きく力を入れていかなければならない部分だと考えております。

そういう意味で、確かに先ほど小さな町だという話をしましたけれども、小さな町が積み重なって1つの大きな県ができ、国ができていくわけでありますから、その小さな町か

らもそのような非常に苦情が多数寄せられる、何かあったら大変だ、そういう部分についてはこれからも機会をとらえて取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◇議長（江原 宏君） 山田議員。

◇14番（山田邦彦君） 具体的な話としまして、アメリカ軍がルートを教えてもらえない。細かいことを教えてきていないということであれば、町の方で調査をする必要、あるいは調査ができると思うんです。一晩じゅう起きてカウントをなさいなんてことはいませんので、例えば役場の当直の一つの仕事として取り入れてもらうとか、あるいはモニターというんでしょうかね。何人かでチームをつくってこの日はどの人、この人ということで、町としてデータを収集することも小さなことですが大事だと思うんですけれど、そんなことも研究をしていただければと思いますが、いかがでしょう。

◇議長（江原 宏君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） その辺は何月何日の何時何分にどちらの方向からどちらの方向に飛行機が飛んでいったというようなことを、それが米軍機であるか自衛隊機であるかヘリコプターであるかというのは、なかなかわからない部分もありますけれども、そういうことだと思います。そういうものは、やっぱり町民の皆さんが、特に山田議員の組織等を活用して多くの人を力をお願いしてやっていただく。それがその積み重ねが、そういうものにつながっていくんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ山田議員にも積極的に幾人かの仲間を募って、何月何日の何時何分ごろに西から東へ、北から南へ飛んでいったということをやると、それを町民の皆さんにお願いするのは非常に、役場の宿直をお願いするのも大変だと思いますので、ぜひその辺のところはできる組織といたしますか。そういう人たちの力があれば、そういうものはできるのかなと思っておりますので、ご協力をいただければ非常にありがたいと思っています。

◇議長（江原 宏君） 以上で、山田邦彦君の質問が終了しました。

これで一般質問を終了します。

---

○字句等整理委任の件

◇議長（江原 宏君） 平成22年第1回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句の整理につきましては議長にご一任願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（江原 宏君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。



## ○町長あいさつ

◇議長（江原 宏君） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了しました。

ここで、町長から定例会閉会に当たりあいさつの申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原 莊一君） お許しをいただきましたので、平成22年第1回定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。平成22年第1回定例会の閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

今議会定例会では、平成22年度一般会計及び各特別会計、水道事業会計予算をはじめとする33議案と2件の同意案を上程申し上げましたところ、それぞれ慎重なご審議をいただき、すべて原案どおりご議決、ご同意を賜りましてまことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

議案審議の過程でお寄せいただきましたご意見、ご提言等は常に念頭に置いて、今後の町政執行に当たりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力のほどをお願い申し上げます。

さて、新聞報道によると、景気は新興国経済や国の緊急経済対策に支えられ、やや上向きとなってきております。しかし、先行きはまだ不透明で、企業は収益率の回復を急ぐため人件費を抑制しますので、雇用や所得の環境は依然厳しい状況が続くそうであります。

私は、平成17年度よりまちおこしプランを実施し、財政の健全化を図りながら住民サービスの向上に努めてきました。今後もこの精神を継続し、議会冒頭の所信表明でも申し上げましたが、平成22年度を未来へのスタートの年と考えております。町の歴史や文化を生かすとともに、町の将来を担う子供たちの健全育成に努め、夢のある町づくりの実現



のために全身全霊を傾注する所存でありますので、議員各位のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

まもなく桜が開花し、春らんまんの季節を迎えます。町の大きなイベントである桜まつり武者行列、さくらマラソン大会も間近となりました。議員各位もご出席の上、にぎやかに、そして盛大に開催できますようご指導のほどをお願い申し上げます。また、この時期健康にはくれぐれもご留意いただき、ますますのご活躍を賜りますようご祈念を申し上げます。閉会のごあいさつといたします。本日はありがとうございました。



## ○議長あいさつ

◇議長（江原 宏君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る、3月9日に開会されました今期定例会も、議員各位をはじめ、執行各位には円滑な議会運営にご理解とご協力を賜り、本日無事閉会することに対し厚くお礼申し上げます。

今回上程議決されました、平成22年度一般会計予算においては、財政安定化の取り組みをはじめ、子育て支援等福祉医療充実の取り組み、農林、商工、観光振興の取り組み、生活環境、教育文化施設充実の取り組み、及び住民協働のまちづくり等が基本方針として予算計上されました。財政が非常に厳しい中であって大変とは存じますが、町民が安心して暮らせるまちづくり、そして元気の出るまちづくりを実現していただきたいと思えます。

平成22年度一般会計予算をはじめ、各特別会計予算、条例の制定及び改正、平成21年度補正予算、人事案件、議員定数など重要な議案を多数、終始ご熱心にご審議いただきました。おかげをもちまして、上程されたすべての案件を滞りなく終了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

執行各位におかれましては、安定した自主財源の確保と財政の健全化が求められる中、今後の執行に当たっては適切なる運用をもって進められ、町民生活の安定並びに住民福祉の向上を図るに一層の努力をいただき、より効率的な予算執行に務められることをお願い申し上げます。

4月には桜まつり武者行列やさくらマラソン大会等、春のイベントがにぎやかに開催されます。一日も早く景気が着実に回復し、社会全体に明るい展望が開けますよう願うところであります。

最後に、甘楽町のますますの発展とご参会の皆さんのご多幸をご祈念申し上げ、閉会のあいさついたします。

---

◇

○閉 会

◇議長（江原 宏君） 以上で、平成22年第1回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後2時42分閉会



上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 江 原 宏

署名議員 柳 澤 清 次

署名議員 中 里 芳 久